

デジタル取引環境整備事業

令和6年度概算要求額 **5.2億円（4.9億円）**

商務情報政策局情報経済課

デジタル取引環境整備室

事業の内容

事業目的

近年、デジタルプラットフォーム（以下「DPF」という。）が利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たすようになっている。一方で、一部の市場では、規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど取引の透明性が低いことや、取引先事業者の合理的な要請に対応する手続・体制が不十分であることといった懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号。以下「透明化法」という。）」が令和3年2月に施行されたところ、本事業は、同法の運用を実効的なものとすることを目的とする。

事業概要

透明化法の実効的な運用のため、（１）取引相談窓口の設置・運用、（２）DPF市場一般の継続的な動向把握のための調査等の取組を行う。

（１）取引相談窓口の設置・運用

規律の対象となる特定DPFの利用事業者（中小企業、ベンチャー等）からの取引上の課題に関する相談を受け付け、解決を支援するとともに、共通的な課題等を汲み上げるための窓口を設置する。

（２）DPF市場一般の継続的な動向把握

変化の激しいデジタル市場の動向に対応し、透明化法の規律対象となるDPFの分野等を見直すため、DPF市場一般について、市場動向や取引環境等を把握するための調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



取引相談窓口の設置及び運用業務や、継続的な市場動向把握のための調査業務を、それぞれ専門性を有する民間事業者等に委託する。

※なお、本事業とは別途、事務費として、特定DPF提供者により提出されるレポートの評価や継続的な市場動向把握のための調査等を実効的に実施するため、デジタル市場に関連する知見を有する人材を直接雇用する。

成果目標

透明化法の適切な執行により、プラットフォームの利用にあたって、取引先事業者が抱える公平性・透明性に係る課題を低減するための取組みを継続することで、「現在抱える課題がない」と考える取引先事業者の割合を100%に近づけることを目指す。